

○金谷委員長 開会いたします。

本日の出席委員は全員でありますので、これより会議を開きます。

1、令和2年第3回臨時会提出議案について、議案第1号ないし議案第4号、議案第6号ないし議案第9号について、理事者から御説明をいただきます。

市民生活部長。

○大鷹市民生活部長 議案第1号、令和2年度旭川市一般会計補正予算のうち、市民生活部所管にかかわる事項につきまして御説明いたします。

補正予算書の10ページをごらんください。2款1項11目、西神楽支所等施設再編整備費、減額補正6千100万円についてでございます。この事業は、西神楽地域の公共施設の再編へ向け、西神楽農業構造改善センターを増改修し、西神楽支所を移転するものでございますが、このたびの新型コロナウイルス感染症対策に係る財源確保を図るため、あわせて予定をしておりました現支所庁舎の解体工事を延期し、その金額を減額しようとするものでございます。

○金谷委員長 福祉保険部長。

○金澤福祉保険部長 本臨時会に提案しております議案のうち、福祉保険部所管の補正予算にかかわる事項について御説明申し上げます。

初めに、議案第1号、令和2年度旭川市一般会計補正予算でございます。補正予算書の10ページをごらんください。3款1項1目社会福祉総務費の生活困窮者住居確保給付等費でございます。生活困窮者自立支援法施行規則の一部改正及び、新型コロナウイルス感染症の影響による件数の増加に対応するため、住居確保給付金の支給に係る経費として2千835万4千円を補正しようとするものであります。財源は、国庫支出金が2千77万円、一般財源が758万4千円となっております。

次に、2目障害者福祉費の障害者社会参加支援費とその下の障害者団体等大会補助金でございます。新型コロナウイルス感染症の影響による事業の中止に伴い、不用となった補助金、それぞれ80万円、50万円を減額しようとするものであります。

次に、その下の障害者施設感染防護用品支援費と3目老人福祉費の高齢者施設感染防護用品支援費でございます。これらは、障害者施設、高齢者施設で新型コロナウイルス感染症の集団感染が発生した際に供給する防護用品を購入するもので、購入に係る経費として、それぞれ407万2千円、617万7千円を補正しようとするものであります。いずれも新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するため、財源は全額が国庫支出金となっております。

次に、その下の高齢者の生活を支える情報提供事業費でございます。自宅で過ごす時間が長くなっている高齢者に対し、自宅でもできる介護予防や相談窓口などの情報を提供するもので、リーフレットの作成、発送に係る経費として1千10万円を補正しようとするものであります。財源は国庫支出金が673万3千円、一般財源が336万7千円となっております。

続きまして、議案第2号、令和2年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算でございます。補正予算書の20ページをごらんください。8款1項1目の一般被保険者保険料還付金でございます。新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が減少した世帯に対する令和元年度分

保険料の減免に伴い、還付金として1億4千693万円を補正しようとするもので、財源は全額が道支出金となっております。

続きまして、議案第4号、令和2年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算でございます。補正予算書の23ページをごらんください。1款1項1目の管理事務費でございます。新型コロナウイルス感染症の流行に伴う保険料の減免制度について周知するため、リーフレットの作成に係る経費として50万円を補正しようとするものであります。財源は全額が広域連合支出金となっております。

次に、3款1項1目の保険料還付金でございます。新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が減少した被保険者に対する令和元年度分保険料の減免に伴い、還付金として263万4千円を補正しようとするもので、財源は全額が広域連合支出金となっております。

以上、よろしくお願いいたします。

**○金谷委員長** 子育て支援部長。

**○中村子育て支援部長** 本臨時会への提出議案のうち、子育て支援部にかかわるものにつきまして御説明申し上げます。

まず、議案第1号、令和2年度旭川市一般会計補正予算です。補正予算書の11ページをごらんいただきたいと思います。3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費のうち、産前・産後ヘルパー事業費です。妊娠中及び出産後1年未満で家事・育児支援を必要とする世帯を対象に、令和2年8月から実施する産前・産後ヘルパー事業につきまして、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、委託事業者が使用するマスクや消毒液等の衛生用品に要する経費といたしまして、16万円を補正しようとするものでございます。同じく3款2項1目、子どもの未来応援費でございます。新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、学校給食の休止等による子どもの食事機会の減少に対応するため、弁当の宅配等による子どもへの食事の提供など、感染症拡大防止に配慮した子どもの居場所づくりを実施する団体に対し、1施設1月当たり4万円を上限とする補助金として、400万円を補正しようとするものでございます。この2事業につきましては、いずれも財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、国庫支出金でございます。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費のうち、赤ちゃん訪問指導費でございます。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、外出自粛等による妊産婦のストレスの緩和や不安の軽減を図るため、対面による感染リスクを回避したオンラインによる相談対応の実施に必要なタブレット端末の賃借料、及び相談員の人件費を合わせて261万7千円を補正しようとするものでございます。同じく、4款1項1目の新規事業、妊産婦ランチサポート事業費でございます。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で外出自粛等による妊産婦のストレスの緩和や不安の軽減を図るため、妊産婦に対し宅配等により利用可能な5千円の食事券を配付する事業費、及び事務費を合わせて1千644万7千円を補正しようとするものでございます。この2事業につきましても、財源はいずれも新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、国庫支出金でございます。

続きまして、議案第3号、令和2年度旭川市育英事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。補正予算書の21ページをごらんいただければと思います。歳出の表になりますが、1款育英費、1項育英費、1目貸付事業費の育英資金貸付金及び入学仕度金貸付金でございます。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により就労収入が減少するなどし、学資の支弁が困難な学生及びそ

の保護者等に対する奨学金の臨時貸付金2千438万円と事務費を合わせまして、3千249万2千円を補正しようとするものでございます。財源は全額、育英事業基金の繰入金でございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○金谷委員長 保健所長。

○鈴木保健所長 議案第1号、令和2年度旭川市一般会計補正予算のうち、保健所所管分につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の11ページをごらんください。今回の補正予算の内容につきましては、減額補正1件と追加補正2件でございます。

初めに、減額補正予算分、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費の健康増進対策費についてでございます。これは、旭川市健康まつり実行委員会への負担金70万円を減額するものでございます。旭川市健康まつりは、平成12年度から、第2次健康日本21旭川計画に基づき、市民の健康寿命の延伸と生活の質の向上を図るため、広く市民に対し、健康に関するさまざまな情報や測定体験の場を提供するものとして開催してまいりました。今年度の実施に向け、事業内容の見直しや実行委員会形式への移行など準備を進めてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、関係団体と協議した結果、中止とさせていただいたところです。

次に、追加補正予算分の2件についてでございます。同じく11ページをごらんください。第2回臨時会に続きまして、新型コロナウイルス感染症対策の取り組みに係る経費の継続分を計上しております。

まず、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費の感染症予防対策費についてでございます。一昨日の国の発表におきまして、北海道の緊急事態宣言が解除されることとなりましたが、道内においては、施設や医療機関でのクラスター感染などによる余波が続いており、引き続き、感染拡大防止に向けた取り組みや新しい生活様式の実践に取り組んでいくこととしております。現在、旭川市内における新たな感染者の発生につきましては、落ちついた状況にありますけれども、全国での緊急事態宣言の解除や道内における休業要請の緩和、小中学校の分散登校など、人と人との接触の機会がふえてきており、加えて、これから夏の観光シーズンを迎えるなど、人の往来がふえることが予想されます。これらのことから、いつ感染拡大が起こってもおかしくない状況であるため、道内における第3波に備え、継続した対策として、引き続き患者移送体制の整備、防護物品の確保を行うほか、特に今回は、感染者の受け入れ体制の整備が重要と考え、大規模な病床確保も含め、合計1億9千141万9千円を追加しようとするものでございます。

続きまして、同じく11ページの次の段をごらんください。4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費の試験検査費についてでございます。本事業は、公衆衛生の向上及び推進を図るため、感染症等の各種検査を実施しているものでありまして、今般の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策の一環として、PCR検査で使用する試薬等を購入するものです。今回は、さきに御説明しましたとおり、道内第3波の感染拡大への備えとして、PCR検査の効率化を図るため、検査時間の短縮と、それによる検査件数の拡大が期待できる新たな試薬の購入も含め、合計103万2千円を追加しようとするものでございます。

保健所所管分につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○金谷委員長 税務部長。

○**稲田税務部長** 本臨時会に提案しております議案のうち、税務部所管にかかわる事項として、議案第6号、旭川市税条例の一部を改正する条例の制定及び議案第7号、旭川市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定の2件につきまして、一括して御説明を申し上げます。今回の改正は、いずれも地方税法の一部改正に伴うものでございます。

初めに、旭川市税条例の一部改正のうち、徴収猶予関係についてでございます。新型コロナウイルス感染症等の影響により、事業収入が大幅に減少し、一時に納付を行うことが困難な者に対する徴収猶予の特例措置の新設に伴い、これに係る申請書の訂正等を要する場合の提出期間に関する規定を整備するものでございます。

次に、個人市民税についてでございます。1点目が、寄附金税額控除につきまして、新型コロナウイルス感染症等の影響による指定行事の中止等によって生じた入場料金等払い戻し請求権の全部または一部を放棄した場合、当該放棄した払い戻し請求権相当額を寄附金税額控除の対象とする特例措置の新設に伴い、規定を整備するものでございます。2点目が、住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除につきまして、現行、令和2年12月31日までに消費税率10%が適用される住宅を取得し、居住の用に供した場合、住宅ローン控除の適用期間を通常の10年間に加えて、さらに3年間延長する特例措置が講じられておりますが、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けたことにより、期限までに入居できなかった場合、一定の要件を満たし、かつ令和3年12月31日までの間に入居したときは、この特例措置を適用できるよう規定を整備するものでございます。

次に、固定資産税についてでございます。地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例に関しまして、中小事業者等が一定の期間内に生産性向上特別措置法に基づき取得した一定の事業用家屋及び構築物に係る固定資産税の特例措置の新設に伴い、これらの固定資産税の課税標準に乗ずる特例割合を3年間に限りゼロと定めるものでございます。

次に、軽自動車税についてでございます。消費税率の引き上げに伴う臨時的軽減措置として、現行、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用の軽自動車について、環境性能割の税率が1%軽減されておりますが、その特例措置の適用期限を6カ月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とするよう規定を整備するものでございます。そのほか、法改正に伴う所要の関連規定の整備を行うこととしております。

最後に、旭川市都市計画税条例の一部改正につきましては、法改正に伴う所要の関連規定の整備を行おうとするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○**金谷委員長** 保険制度担当部長。

○**向井福祉保険部保険制度担当部長** 本臨時会に提案しております議案第8号、旭川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第9号、旭川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

いずれも新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が一定程度減少した世帯等の保険料減免申請の特例に係る規定を整備しようとするものでありますことから、一括して御説明をいたします。どちらの条例につきましても、現行の規定では、減免申請は納期限までに行わなければならないとされておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響による場合にあっては、納期限が令和2年2

月1日から令和3年3月31日までで設定されている保険料について、令和3年3月31日までの間は、納期限にかかわらず減免申請をできるように特例を定めようとするものでございます。なお、今回の減免制度につきましては、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策により示された財政支援の内容を踏まえ、いずれも規則の一部改正により定めることとしており、対象につきましては、世帯主が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯では保険料の全額が免除となり、世帯主の事業収入等が前年と比較して30%以上の減少が見込まれる場合には、前年の合計所得金額に応じた減免割合により減額となります。この減免制度に係る財源につきましては、全額が国の特別調整交付金等で措置されることとなっており、後期高齢者医療保険につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合において所要の手続が行われることとなっております。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○**金谷委員長** 理事者からの説明について、ここで御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○**金谷委員長** 議案の説明にかかわり出席している理事者につきましては、休憩はいたしません、随時退席していただいて結構です。

2、報告事項についてに入ります。令和2年度国民健康保険料の料率について、理事者から報告をいただきます。

保険制度担当部長。

○**向井福祉保険部保険制度担当部長** 令和2年度国民健康保険料の料率につきましては、本日、5月27日に告示を行い、6月15日に納入通知書を発送する予定でありますので、料率の算定につきまして、お手元の資料に沿って御説明をさせていただきます。

まず、資料の1枚目、A4縦の令和2年度国民健康保険料の料率についてをごらんください。国民健康保険料の料率につきましては、3つの区分で構成されておりました、医療給付費等の財源となる医療分、後期高齢者支援金等の財源となる支援金分、介護納付金の財源となる介護分の区分ごとに料率算定の内容をお示ししております。表の中央にAとして本年度の算定内容を、右側にBとして令和元年度の算定内容を、その間に前年度比の増減を記載しております。令和2年度の保険料全般に係るものとしたしまして、3つの区分ごとそれぞれに賦課総額がありますが、平成30年度から国民健康保険が都道府県単位化となったことから、北海道から示された納付金の額をもとに賦課総額を算出しております。同じく、その下の賦課限度額につきましては、条例で規定しており、上段の医療分では、前年度から3万円増の61万円、支援金分では、前年度据え置きで19万円、介護分も前年度の据え置きで16万円となっております、介護分がかかる世帯では、3区分の合計で96万円となり、最大で前年度から3万円の増額となります。

次に、区分ごとの算定内容について御明いたします。まず、一番上段の医療分ですが、賦課総額は49億3千377万円で前年度に比べ1千213万8千円の減となっております。保険料の項目では、旭川市国民健康保険条例に基づき、賦課総額を所得割41%、均等割41%、平等割18%に区分した額を記載しております。なお、各賦課割合につきましては、北海道から示された本市の標準保険料率を踏まえた割合となっております。この保険料の項目で示した額を賦課標準の項目に記載しております総所得金額241億2千545万4千円、被保険者数6万6千482人、世帯数4万5千675世帯を基礎にして算出したものが、最後の項目の料率となっております。所得割は

100分の8.39で、前年度に比べ0.43ポイントの増、均等割では3万430円で、前年度比1千200円の増、平等割は2万430円で、前年度比390円の増となっております。

次に、中段の支援金分でございますが、賦課総額15億9千995万円で、前年度に比べ356万5千円の増、これを医療分と同様に、所得割、均等割、平等割ごとに算出した料率につきましては、所得割は100分の2.74で、前年度比0.16ポイントの増、均等割は9千870円で、前年度比430円の増、平等割は6千630円で、前年度比160円の増となっております。

下段の介護分でございますが、賦課総額4億6千88万円で、前年度に比べ2千309万7千円の減、これをもとに同様に算出いたしますと、所得割は100分の2.22で、前年度比0.01ポイントの増、均等割は9千640円で、前年度比70円の増、平等割は4千820円で、前年度比10円増となっております。

次に、資料の2枚目、A4横の国民健康保険料所得段階別料額比較表をごらんください。この表は、国保加入者が夫婦2人の世帯につきまして、所得ごとの保険料を右側から平成30年度、令和元年度、令和2年度の3カ年で比較したものとなっております。1人当たりの医療費等が増額していることから、所得の全階層で前年度より上昇する結果となっており、賦課限度額の引き上げによる増加を除き、年間2千170円から3万9千180円増加することとなります。

以上、令和2年度の国民健康保険料の料率についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○金谷委員長 ここで、御発言はございますか。

小松委員。

○小松委員 今、報告いただきました令和2年度の国保料について、簡単に3点ほど、質問をいたします。

1枚目の資料で説明いただいたように、医療分、支援金分、介護分とも賦課総額で見ますと、医療分はマイナス、支援金分は本当にごくごくわずか引き上がって、介護分は、前年比で見ると、額で言うとマイナス、こういう状況になっています。2枚目、各階層ごとの保険料が前年度対比でどうなっているのかという、所得階層ごとの表がありますが、今、担当部長から御説明があったように、この表のあらゆる階層で引き上げられている。報告では、2千170円から3万9千180円の幅で引き上がっているということなんです。賦課総額はマイナス、あるいはふえても本当の微増、しかし、保険料を見ると、軒並み上がるという状況になっています。この2枚目の表は、令和2年度分を入れて、その前年度分、前々年度分と3年度分書かれています。特に、都道府県化になって以降の2年度分は、全部上がっているんですよ。

保険料が引き上がる要素というのは幾つかありまして、一つは、医療費がどんどんどんどん上がっていくといった場合には保険料は当然上がります。もう一つは、余りうちは直接関係してないと思うんですが、収納率が下がる、十分に上がらない、こうしたことも保険料引き上げの要因とはなります。しかし、私が疑問に感じているのは、都道府県単位化前に市町村が独自に運営していたときには、こんなに押しなべて引き上がるというのは、10年ぐらい見ても余り例がなかったんです。一般会計からどんどん繰り入れていたかということ、一般会計からの繰り出しは、ほぼ同額で推移していたと、大枠で言うよね。だから、繰り出しはそんなにふやしていないのに、令和2年度、元年度みたいに、これほど大きく、あらゆる階層で引き上がるということは余り例を見なかったという

のが私の思いであります。

何で、令和2年度、こんなに押しなべて引き上がることになったのか、その要因は何なのか。皆さん方の見解をお聞きします。

**○鈴木福祉保険部次長** 前年度と比較しまして増加している要因について申し上げますと、委員がおっしゃるように、賦課総額につきましては、全体として減少している。ただ、賦課標準の均等割という欄に加入者の被保険者数も記載しておりますが、ここについても前年度よりも2千900人程度下がっているということで、賦課総額も同じような動きなんですけれども、1人当たりで推移を分析しますと、1人当たりの医療費については増加している。今回、前年度との違いとしては、国から北海道全体に交付されている交付金も、影響はわずかながらなんですけども減少したこと、あと、賦課標準のところ所得割という欄がありますけども、ここは加入者の所得状況の総額になっています。こちら1人当たりの所得の推移ということで、前年度比較で分析をしますと、4千円程度減少しているということに伴いまして、所得割の料率の上昇につながったというふうに見ております。

以上が医療分についてなんですけれども、後期高齢者の支援金分につきましても同様な状況になっておりますが、若干、過年度分の精算分で戻り分があったということで、医療分と比較しますと、微増にとどまったのかなと思っております。

介護分につきましては、対象者が40歳から64歳までということになるんですが、こちらについては、1人当たりの所得がほぼ前年同額、わずかに微増ということになっておりまして、保険料率の上昇が医療分、支援金分と比較しますと、若干、抑えられているのかなというふうに分けております。

**○小松委員** 3点ほど要因、要素が述べられました。一つは、賦課総額はほとんど変わらないんだけど、加入者が減っているんだと。だから1人当たりを求める保険料が高くならざるを得ない。これが1点目でしたね。2点目は、都道府県単位で標準保険料を決めて、市町村に幾ら納めなさいという額が示されるんですが、北海道に入る国からの交付金が減少しているということが述べられました。3点目に、旭川市の加入世帯の所得が減少しているので、特に所得が減ると、同じ医療費を賄う保険料としての所得割は引き上げざるを得ない、確保できないと、こういう3つの要因が述べられたというふうに思います。

次に行きます。旭川市としては、国保料の引き上げを極力抑えたいという思いで、この間、作業を進めてきたものと思います。どういう形で抑えるのかと言いますと、私の受けとめでは2点で対応してきたと思います。一つは、都道府県単位化のもとで、一般会計からの繰り出しは、相当、制限をされて、旭川市は10億円から繰り出しを減らすということをやってきておりますが、しかし、全くゼロにしたわけではなくて、保険料の負担軽減のために何がしかの一般会計からの繰り出しを行っているというのが1点目でありまして。2点目は、一般会計からの繰り出しが制限される中で、唯一できる手法として何があるかという、国保の基金、これを活用して、該当年度の保険料の負担を減らすということだろうと思います。

一般会計からの繰り出しをどういう形で令和2年度に対応させようとしてきたのか、あるいは基金から幾ら取り崩しを行ったのか、それぞれお示しいただきたいと思います。

**○鈴木福祉保険部次長** 都道府県単位化以降の本市独自の取り組みというような形でお答えさせて

いただきたいと思いますが、まず、一般会計につきましては、国保財政の健全化ですとか、保険料負担の平準化をするための財政安定化支援事業というものがあるんですけども、こちらの交付税措置は8割分しか納されていないんですが、それ以外に本市独自として2割分、約1億2千万円を繰り入れております。それと、子どもなどの医療費助成事業の実施によりまして、国保医療費も波及増加につながるということで、国庫負担金についてはその分が減額をされるという措置が講じられておりますので、その措置分8千100万円の補填分ということで、一般会計から繰り入れております。それに加えまして、平成30年度から都道府県単位化になったことに伴いまして、介護保険料分が大幅な上昇をするということで、こちらの激変を緩和するための措置分ということで、令和2年度では3千400万円。以上などによりまして、一般会計の負担軽減分の合計額としては2億3千500万円を計上しております。

次に、国民健康保険事業の準備基金につきましては、同じく、市独自の負担軽減分ということで、令和2年度につきましては、過年度分の交付金について実績に基づいて精算が行われまして、約9千700万円超過交付となっておりますので、その部分をどういうふうにするかということで、保険料に転嫁せずに、準備基金を取り崩して対応することにいたしました。さらに、特に令和2年度は、医療分の保険料の増加が大きいということもございましたので、その部分の負担を軽減することによって5千万円を取り崩すこととしております。さらに、子育て世帯の負担軽減を図る必要があるのではないかということで、18歳未満の子どもの均等割の減免割合を令和元年度では3割減免としていたところを5割に拡大して、その分、総額でいきますと約3千600万円を取り崩しまして、今挙げました3つの負担軽減分ということで、合計1億8千300万円の基金からの繰り入れを計上しております。

**○小松委員** 幾つか述べられて、要は、一般会計からは2億3千500万円入れて、保険料の負担軽減を図ろうとしている。もう一点は、基金の活用で、過年度の交付金の超過部分を9千万円ほど基金から繰り入れて、保険料に負担を求めなかった。これがいいか悪いかというのはなかなか評価は難しいと思いますが、そういう対応をした。また、子どもの均等割、この負担軽減のために3千600万円入れている。この子どもの均等割は、前年度は30%軽減、令和2年度は50%ということであります。

この子どもの均等割は旭川市独自の軽減策なんですけど、このいただいた資料のどっちにも書いてあるんですけど、2枚目を見ていただいて、上の表、各3年度分があって、一番左側の令和2年度の上のほうに、字が非常に小さいんですが、所得割料率と均等割料率、平等割料率それぞれ書いてあります。均等割は、所得割もそうなんですけど、医療分、後期高齢者の支援金分、それから介護分として、この3つで算定して、合計額は国保料に求めているということなんです。この均等割の欄を見ますと、1人当たり、医療分は3万430円、後期高齢者の支援金分は9千870円、介護分が9千640円、こういう表示であります。18歳未満については、均等割を半分しか求めませんよというのが独自の支援策であります。この3つが半分になるわけではないわけですね。どの部分が、旭川市独自の負担軽減に結びついているのか。その結果、本来、1人当たり幾らの均等割が幾らに減少になっているのか、ちょっとお示しをいただきたいと思いますが。

**○鈴木福祉保険部次長** 子どもの保険料になりますけれども、医療分、支援金分の均等割額が対象になりまして、医療分で3万430円、支援金分の均等割が9千870円、この2つが対象額にな

ります。5割減免分としては、端数処理の関係が若干ありますけども、2万160円が減免というふうになりまして、最終的には2万140円分が子どもの部分の保険料というふうになります。

○小松委員 今御説明いただいたように、医療分の1人当たり3万430円、支援金分の1人当たり9千870円、この2つの部分で、18歳未満の子どもについては半分に減らしますよと。2万160円減るということで、これは小さな額ではないんです。旭川市に限らずどこの国保もですが、旭川市の場合でいうと、この均等割、1人当たりを求めるものは、減額対象にはなっていない介護分も入って、オギャーって赤ちゃんが1人生まれると1人当たり4万9千940円で、5万円ぐらい自動的に保険料が上がるというのがこの仕組みですよ。そのうち、旭川は2万円負担軽減していると。普通は、少子高齢化で、子どもさんが生まれたら何らかの手厚い支援策をとというのが普通なんだけど、こと国保の医療保険制度については、年間5万円保険料がふえる。こうした背景もあって、旭川市では独自策として医療分と支援金分、4万300円を占めるんですが、この半額を減額するというようにしているわけで、これは非常に意味もあり、評価できるものと思います。ただ、全体としては都道府県単位化になって、あらゆる階層で引き上げが2年連続して続いているということは、今後を見ると、なかなか不安材料がいっぱいかなということをおぼろげに思われるを得ないということでもあります。そういうことを述べて、きょうは質疑を終わります。

○金谷委員長 ほかに、御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○金谷委員長 ないようですので、報告事項については終わりたいと思います。この議題にかかわり出席している理事者につきましては、退席をさせていただいて結構です。

3、新型コロナウイルス感染症の検査体制についてに入ります。御発言はありますか。

江川委員。

○江川委員 おはようございます。

学校の登校とかも始まりまして、ちょっといろいろと聞かれることが多いので、これまでの部分の確認、振り返りをさせていただきたいと思います。

これまでの旭川市の新型コロナウイルスに関する検査体制についてお示してください。

○伊藤保健所健康推進課長 本市の新型コロナウイルス感染症にかかわりますPCR検査体制につきましては、市保健所での実施に加え、市内の一部の医療機関で行政検査の委託契約による検査を開始しまして、1回の検査可能件数を当初の10件程度から20件程度にふやし、対応しているところでございます。検査につきましては、臨床検査技師などの専門職員が行っております。なお、検査の結果を急ぐような場合につきましては、夜中まで、あるいは土日、祝日も出勤して対応しているところでございます。

○江川委員 1回結果を出すのに、大体4時間から5時間ぐらいかかるのでしょうかね。今回、私の感覚では、多分、急がない検査は余りなかったような気がするんですね。そうなってくると、専門職の人というのが、多分、そんなに多くはない。少人数で夜中ぐらいまでかかってというようなことを考えると、本当にお疲れさまだったなというふうに思います。

これまでのPCR検査は、いつから検査を開始して、これまで全部で何件行って、1日の検査数が一番多い日というのは何件だったんでしょうか。

○伊藤保健所健康推進課長 PCR検査の開始につきましては、令和2年2月7日からで、それか

ら3月3日までの間、北海道立衛生研究所に依頼しまして検査を行っておりました。3月4日以降につきましては、市保健所で検査を開始しまして、3月11日以降は、先ほども答弁させていただきましたけれども、本市と委託契約を締結した市内の一部医療機関でも検査を開始いたしました。5月26日現在で、総検査数は457件となっております。検査数が最も多い日の件数につきましては、22件でございます。

○江川委員 5月25日までだと455件だったので、多分2件、きのうからふえているのかなど。まだ回っているんだなというところにちょっと、いろいろ思うところがあるんですけど、その検査基準について、どういうふうに運用をしたのか、お示してください。

○伊藤保健所健康推進課長 運用についてでございます。国から示されております受診・相談の目安に基づきまして、保健所では、帰国者・接触者外来等への受診が必要と考えられる方には、いつ、どこの医療機関を受診してもらうかなどの調整やつなぎを行っております。そして、受診の結果、医師が総合的に判断し、新型コロナウイルス感染症を疑う場合は、検体採取を実施していただきまして、検査を行っております。このほか、医療機関を受診、または入院中の患者につきましては、医師が総合的に判断した場合も検査を行っております。

このように医師の判断に基づき、PCR検査が必要な患者さんに対しましては、適切に検査を行っているところでございます。

○江川委員 そうですね、受診調整ですとかつなぎというようなところも含めて、これまで適切に行っているというところで、改めて感謝を申し上げて、この質疑を終わらせていただきたいと思います。

○金谷委員長 ここで特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○金谷委員長 それでは、以上をもちまして、民生常任委員会を散会とさせていただきます。

---

散会 午前10時49分